

一人ひとりが心がける

医療費適正化 にご協力ください

将来にわたって安心して医療を受けられるよう、安定した制度運営を実現するため、適正受診を心がけましょう。私たち一人ひとりの意識や行動で医療費を抑えることができます。まずは自分ができることから始めてみましょう。



適正受診を心がけましょう

かかりつけ医を 持ちましょう

日常的な病気の治療や、医療相談などに応じてもらえる『かかりつけ医』を持つことは大切です。若い頃なら数日で回復していた病気でも、長引いたり、重症化することがあります。「これくらい大丈夫」と過信せず、気になる症状があれば、まずは『かかりつけ医』を訪ねるようにしましょう。



自己判断で治療を やめないようにしましょう

自分で勝手に判断をして途中で治療をやめると、再度受診するときにまた初診料を支払わなければなりません。また、途中でやめることで症状が悪化したり、治療期間が長引く可能性もあるので、自己判断で治療を中止しないようにしましょう。



夜間や休日の受診や、 重複受診は避けましょう

緊急ではないのに割増料金のかかる夜間や休日に受診したり、同じ病気で複数の医療機関を受診することは、いずれも医療費の増加につながります。夜間・休日の受診や重複受診は避けましょう。



■6か月以内の義歯の作製には 保険が適用されません

有床義歯(入れ歯)を保険診療で作製する場合、原則として前回作製時から6か月を経過していないと新たな義歯をつくることができません。6か月以内に作製した場合には、**全額自己負担**になるので注意しましょう。



茨城県後期高齢者医療広域連合

TEL 029-309-1214

※後期高齢者医療保険は75歳以上(一定の障害があると認定された場合65歳以上)の方が加入する医療保険です。

正しく施術を受けるために

① 柔道整復師の施術を受ける際のポイント

① 負傷の原因は正しく伝えましょう

負傷をした状況によって、労災保険の対象になるなど保険の対象にならないこともあります。負傷(痛み)の原因を正しく伝え、保険の対象になるかどうかを相談しましょう。また、交通事故など第三者行為による負傷の場合は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口に届け出をお願いします。



② 療養費支給申請書には、申請者の署名が必要です

手の負傷や障がいなどで署名ができない場合を除き、ご自身で署名することとなっています。

③ 施術が長い期間にわたる場合は、医師の診察を受けましょう

長期間、施術を受けても症状の改善が見られない場合は、内科的な要因(負傷ではなく、病気による痛み)も考えられます。かかりつけ医師や柔道整復師に相談しましょう。



④ 領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう

柔道整復師は領収書の無償交付が義務付けられています。領収書は、医療費控除を受ける際にも必要となりますので、大切に保管してください。

施術内容について確認させていただきます

接骨院・整骨院の施術を受けた皆様に、後期高齢者医療広域連合より施術日や施術内容などについて確認させていただくことがあります。施術を受けた記録(領収書や明細書)は大切に保管し、回答にご協力くださいますようお願いいたします。

接骨院・整骨院での保険の適用範囲について

柔道整復師(接骨院・整骨院など)の施術に保険が使えるのは、一定の条件を満たす場合になります。

○ 保険が使える場合

- 打撲 ● ねんざ
- 挫傷(肉離れ等)
- 骨折、脱臼
(応急手当以外は医師の同意が必要)
- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、負傷原因がはっきりしているもの



✕ 保険が使えない場合

- 単なる肩こりや筋肉疲労
(疲労性・慢性的な要因からくるもの)
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- 仕事中や通勤途上での負傷
(労災保険の対象)



はり・きゅう・マッサージ施術の保険の適用範囲について

はり・きゅう・マッサージの施術を受けるときも、医師の同意がある場合に限り、保険を使うことができます。

○ 保険が使える場合

- はり・きゅう …… 神経痛、リウマチ、頸腕症候群^{けいわん}、五十肩^{けいつい}、頸椎ねんざ後遺症、腰痛症、その他慢性的な疼痛^{どうつう}を主症とするもの
- マッサージ …… 筋麻痺^{こうしやく}、関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする症例

